

4月1日
から

消費税の税率引き上げにより

市の料金・使用料などが変わります

消費税率が5パーセントから8パーセントになることにより、条例で定められている市の料金や使用料などが4月1日から変更になります。詳しくは、各担当課☎483-1151（市役所代表）にお問い合わせください。

水道料金・下水道使用料

表1・表2の額に変更になります。

水道料金及び下水道使用料については、改定日（4月1日）前から継続して使用している場合、改定日後1回目の請求分は旧税率の5パーセントとなります。2回目以降は8パーセントとなり、表1・表2の額が適用されます。

【4月1日から下水道使用料に延滞金制度を新設】

4月1日から、下水道使用料の延滞金の制度

が新設されます。4月1日以降に請求した下水道使用料を、納期限経過後に納付した場合、期間によって延滞金がかかります。（給排水相談課）

市営霊園の管理料と使用料

次の額に変更になります。

■芝生墓地管理料（税込）

- ・市内の人（1区画/年） 5,180円
- ・市外の人（1区画/年） 6,220円

■合葬式墓地使用料（税込）

- ・1体用（1区画） 10万8,000円
- ・2体用（1区画） 21万6,000円

■合葬式墓地の延長に係る使用料（税込）

- ・1体用（1区画/年） 5,400円
 - ・2体用（1区画/年） 1万 800円
- （健康福祉課）

●表1 水道料金算定表(税込)

基本料金		従量料金			
メータの口径	料金	種別	用途	使用水量	料金(1㎡につき)
13mm	529円 20銭	専用	一般用	1㎡～10㎡	43円 20銭
20mm	1,479円 60銭			11㎡～20㎡	81円
25mm	2,505円 60銭			21㎡～30㎡	156円 60銭
30mm	3,888円			31㎡～50㎡	259円 20銭
40mm	7,992円			51㎡～100㎡	313円 20銭
50mm	1万3,716円			101㎡以上	378円
75mm	3万6,504円			行政財産用	1㎡につき
100mm	7万4,088円	浴場営業用	1㎡につき	43円 20銭	
150mm	19万9,800円	共用	1㎡につき	43円 20銭	
200mm	41万3,640円	工事及び臨時用	1㎡につき	378円	

●表2 下水道使用料算定表(税込)

用途	料金	基本料金	従量料金	
			排除汚水量	料金(1㎡につき)
一般用	577円80銭	577円80銭	1㎡～10㎡	32円40銭
			11㎡～20㎡	103円68銭
			21㎡～30㎡	133円92銭
			31㎡～50㎡	187円92銭
			51㎡～100㎡	257円 4銭
			101㎡以上	336円96銭
浴場営業用		1㎡につき	12円96銭	



道路占用料

期間が1月未満の場合、表3で計算した額に消費税8パーセントを加えたものになります。

●表3 道路占用料(税抜)

占用物件	単位	金額
電柱類	1本につき1年	1,700円
電話柱類	1本につき1年	620円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	2,200円
広告塔	表示面積1㎡につき1年	8,500円
水道管、下水道管、ガス管、電線その他これらに類する物件	外径10cm未満	120円
	外径10cm～30cm未満	長さ1㎡につき1年 360円
	外径30cm以上	630円
歩廊、雪よけその他これらに類する施設	占用面積1㎡につき1年	2,200円
上空又は地下に設ける通路		4,300円
看板類(アーチであるものを除く。)	表示面積1㎡につき1年	5,300円
自動車停留所標識	1本につき1年	1,400円
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月 5,900円
	その他のもの	3,000円
工事用施設、工事用材料置場	占用面積1㎡につき1月	850円
上記に該当しないその他のもの	1㎡または1基につき1月	180円

(土木管理課)

行政財産の目的外使用料

庁舎内への自動販売機やATMの設置などの行政財産(建物)の使用料相当額に、消費税8パーセントを加えたものになります。(管財課)

事業所などのし尿・廃棄物処理手数料

事業所等(一般家庭分を除く)従量制による手数料は、下記で計算した額に消費税8パーセントを加えたものになります。

- 事業所や店舗などにおける、し尿汲取分(税抜) 収集量10リットルにつき60円
- 仮設便所における、し尿汲取分(税抜) 収集量10リットルにつき100円
- し尿浄化槽汚泥の搬入に伴う従量制(税抜) 収集量100リットルにつき110円
- 上記以外の一般廃棄物(事業系一般廃棄物)を

春休みを健康で安全に過ごすために

●「早寝・早起き・朝ごはん」で生活のリズムを整えましょう。生活習慣は、子どもの学力・体力・気力に大きな影響を与えます。特に、脳と体のエネルギー源である朝食を大切にしましょう。

●「いかのおすし」を合言葉に、不審者に出合ったとき、いかならない・おお声を出す・すぐに逃げる・しらせる、を合言葉に、危険から身を守る力を育てましょう。

●スマートフォンなど情報通信機器の正しい使い方をLINEやツイッター、投稿サイトによるトラブルが子どもたちの間でも増えています。トラブルを未然に防ぐため、携帯電話、スマートフォンや通信型ゲーム機にフィルタリングをかけ、使い方を確認しましょう。

●愛の一声を、子どもの小さな変化を見逃さず、気になることは「どうしたの?」と優しく声を掛けましょう。よい行いは、その場で褒めるのが一番です。

●ダメなものはダメ! 未成年の飲酒や喫煙は、非行の第一歩です。「ダメなものダメ!」の一言が、子どもを非行から救います。酒やタバコの害などについて、子どもたちは知識と判断力が不十分です。話し合う機会を持ち、誘惑に負けない強い心を育てましょう。

●夜間の外出は控えましょう。大型店舗やゲームセンターなどで、夜間、中学生・高校生が多く見受けられます。犯罪の被害者・加害者になる危険が高まります。不要な夜間の外出は控えましょう。

●青少年相談のご利用を、青少年の非行や怠学などの相談に応じます。助言・指導のほか、必要に応じ関係機関との連携を図ります。

①電話相談 ②来所相談(要予約) ※受付時間はいずれも月曜～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時【連絡先】青少年センター/大和田138-2教育委員会庁舎内☎(483)2842

源右衛門祭と新川一斉清掃

■源右衛門祭 直径2メートルの大鍋「源右衛門鍋」とん汁のほか、「ニッポン全国鍋白戦」で3年連続優勝した炙りチャーシューバージョンとん汁も作ります。市内中学校の吹奏楽部による演奏、和太鼓など、たくさんの方のイベントも予定しています。

▼日時 4月5日(土)・6日(日)午前10時～午後4時。小雨決行。荒天時は中止 ▼場所 総合運動公園多目的広場 ▼問い合わせ 八千代商工会議所内・源右衛門祭実行委員会事務局☎(483)1771

■新川一斉清掃 印旛沼の水質を守るため、新川周辺での清掃活動を行います。動きやすい服装で、直接会場へお越しください。

▼日時 4月5日(土)午前10時～11時30分(午前9時30分から受け付け)。小雨決行。荒天時は中止 ▼場所 総合運動公園多目的広場 ▼問い合わせ 環境保全課☎(483)1151

た800字程度の作文を添えて、〒276-8501市役所環境保全課☎kankyous2@city.yachiyochiba.jpへ郵送・持参・電子メールで提出してください (環境保全課)